

# 会 則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小谷自治会（以下「本会」という。）と称す。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(区域と地区、班)

第3条 本会区域内の地区、班の区分については細則に定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と交流を深め、自主的に安全で快適な地域社会を築くことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 行政及び他の自治会等との連絡に関する事。
- (2) 会員の健康の増進及び親睦に関する事。
- (3) 会員の社会福祉に関する事。
- (4) 地域の環境保全及び衛生に関する事。
- (5) 地域の防災及び防犯に関する事。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事。

## 第3章 会員

(会員の定義と種別)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本会区域に居住する世帯
- (2) 準会員は、本会区域内に居住せず事業所のみを有する事業者
- (3) 賛助会員は、本会の目的と事業に賛同し、本会に支援を行う事業者

(会費)

第7条 会員は、次に定める会費を納入する。

- (1) 正会員 月額 300円
- (2) 準会員 月額 150円

(3) 賛助会員 別に定める額

(入会)

第8条 本会に入会をしようとする場合は、会長に申し出を行う。

(退会)

第9条 正会員（以下「会員」という。）が以下の事由に該当するときは、退会したものとす。

(1) 第3条に定める区域内に住居を有しなくなったとき。

(2) 本人から退会する旨の申し出でが会長になされたとき。

#### 第4章 役員等

(種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 書記 1名

(5) 監事 2名

2 地域の代表として次の役職者を置く。

(1) 地区長 15名以内

(2) 班長 各地区6名以内

(選任)

第11条 役員は、総会の議決によって選任する。

2 役職者の選任については、細則に定める。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、会務を記録し、会議等の準備をする。

5 地区長、班長の職務については、細則に定める。

(監事の職務)

第13条 監事は、以下に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び財産の状況並びに業務執行の状況を監査すること。

(2) 前号の報告を行うため、必要と認めたときは総会の招集を請求すること。

(任期)

- 第14条 役員の任期は、選任された定時総会から2年後の定時総会までの期間とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は3期6年を上限とする。
- 2 任期中に職務の継続が困難となった役員および役職者の後任に選任されたものの任期は、前任者の残存期間とする。
  - 3 地区長、班長の任期は、事業年度(4月1日～翌年3月31日)を基準に以下のとおりとするが、期間中に職務の継続が困難となった場合の対応は、前項に準ずる。
    - (1) 地区長 1期2年
    - (2) 班長 1期1年

## 第5章 総会

(種別及び開催)

- 第15条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後、速やかに開催する。
  - 3 臨時総会は、以下の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 定例会において開催の議決がなされたとき。
    - (2) 会員の3分の1以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により請求があったとき。

(構成)

- 第16条 総会は、第10条に定める役員、役職者をもって構成する。

(総会の議決事項)

- 第17条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告の承認
  - (2) 決算報告の承認
  - (3) 事業計画の承認
  - (4) 予算の承認
  - (5) 会則等の改廃
  - (6) 役員の選任
  - (7) その他、本会に係わる重要事項

(招集)

- 第18条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会を招集するときは、開催日時、場所、議決すべき事項等をあらかじめ周知しなければならない。

(議長)

- 第19条 総会の議長は、出席した第16条に定める構成員(以下この章において「構成員」という。)の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、構成員1名につき1票とする。

(定足数)

第21条 総会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第22条 総会の議決は、会則に別段の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権等)

第23条 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって委任し、又は出席できる他の構成員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第21条、第22条の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果

2 議長は、前項の議事録に署名押印する。

## 第6章 定例会

(構成)

第25条 定例会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 監事を除く役員及び地区長
- (2) 本会区域内で主たる活動を行い、本会が承認した団体の代表者
- (3) その他、会長の推挙により定例会がその参加を認めたもの

(定例会の議決事項)

第26条 定例会は、次の事項を議決する。

- (1) 第17条に定める総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (3) 役員会が発議した事項

(招集)

第27条 定例会は、原則として月1回会長が招集する。

(議長)

第28条 定例会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第29条 定例会における議決権は、次のとおりとする。

- (1) 第26条第1号の事項については、第25条第1号に定める構成員1名につき1票とする。
- (2) 第26条第2号、第3号の事項については、第25条第1号、第2号に定める構成員1名につき1票とする。

(定足数)

第30条 定例会は、第25条 第1号、第2号に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第31条 定例会の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決の委任)

第32条 定例会に出席できない構成員は、第26条に定める事項について、会長を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における第30条の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 定例会の議事録は、第24条に準じる。

## 第7章 役員会

(構成)

第34条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(職務)

第35条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 定例会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会の議決した事項の執行

(招集)

第36条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

## 第8章 各種団体

(各種団体)

第37条 各種団体は、本会区域内で主たる活動を行う団体で、本会が承認したものと  
する。

- 2 各種団体の代表者は、定例会に出席して意見を述べることができる。
- 3 本会は、各種団体の活動状況等により補助金の支援を行うことができる。
- 4 その他の事項については、細則による。

## 第9章 財産及び会計

(管理)

第38条 本会の財産及び会計は、会長が管理する。

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第40条 本会は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他

(支出)

第41条 本会の支出は、総会で議決された予算に基づき行う。

(事業報告及び決算報告)

第42条 本会の事業報告及び決算報告は、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会の議決を経ていないときは、会長は、総会までの期間は、事業計画及び予算の案をもって会務を執り行うことができる。この場合は、速やかに総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行う。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第44条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第45条 本会は、会務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

第11章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第46条 本会は、会則を始めとして、以下の帳簿類を一定期間保存するものとする。

- (1) 会員名簿 . . . 3年
- (2) 会費納入履歴簿 . . . 3年
- (3) 金銭出納に関する帳簿 . . . 5年
- (4) 総会、定例会の会議録 . . . 5年
- (5) 備品、資産台帳 . . . 5年

2 20分の1以上の会員から、文書による開示の要求があった場合は、前項に定める帳簿の内、該当するものを開示しなければならない。ただし、個人情報保護の観点から、プライバシーに関する事項は閲覧対象外とする。

附 則

- 1 この会則は、平成 4年4月 1日制定する。
- 1 この会則は、平成 9年4月 1日改訂し、施行する。
- 1 この会則は、平成16年4月10日改訂し、施行する。
- 1 この会則は、平成18年3月26日改訂し、4月1日より施行する。
- 1 この会則は、平成19年3月24日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成20年3月22日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成21年3月21日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成22年3月20日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成24年3月24日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成26年3月22日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、平成29年3月25日改訂し、即日施行する。
- 1 この会則は、令和4年4月16日改訂し、即日施行する。